

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐本備二発第76号

令和8年2月25日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	5年(令和13年3月31日まで)
-----	------------------

災害対策第一係	5782・5763
---------	-----------

佐賀県警察本部長

**「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」の改正
について（通達）**

新型インフルエンザ等対策については、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するため、「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」の改正について（通達）」（令和4年9月21日付け佐本備二発第293号。以下「旧通達」という。）に基づき、運用してきたところであるが、別添のとおり「佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

1 設置

警察本部に佐賀県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を定め、その推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警備部長

委員 警務部長、首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、情報通信部長、警察学校長

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 幹事会

(1) 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合に、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長 警備部長

副幹事長 警備第二課長

幹事 総務課長、広報県民課長、警務課長、留置管理課長

会計課長、会計課施設装備室長、厚生課長、情報管理課長

生活安全企画課長、サイバー犯罪対策課長、地域課長

刑事企画課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通規制課長

警備第一課長、機動隊長、通信庶務課長、機動通信課長

警察学校副校長

(3) 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

5 連絡室

(1) 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

(2) 連絡室は室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

室長 警備第二課長

副室長 警備第二課次席（警備対策官が置かれている場合は、警備対策官）

室員 副幹事長及び幹事の属する所属の課長補佐の職にある者又はこれに準ずる者のうち、室長が指定する者

(3) 委員会の運営に関するこの要項の規定は、連絡室の運営について準用する。

6 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備第二課において処理する。